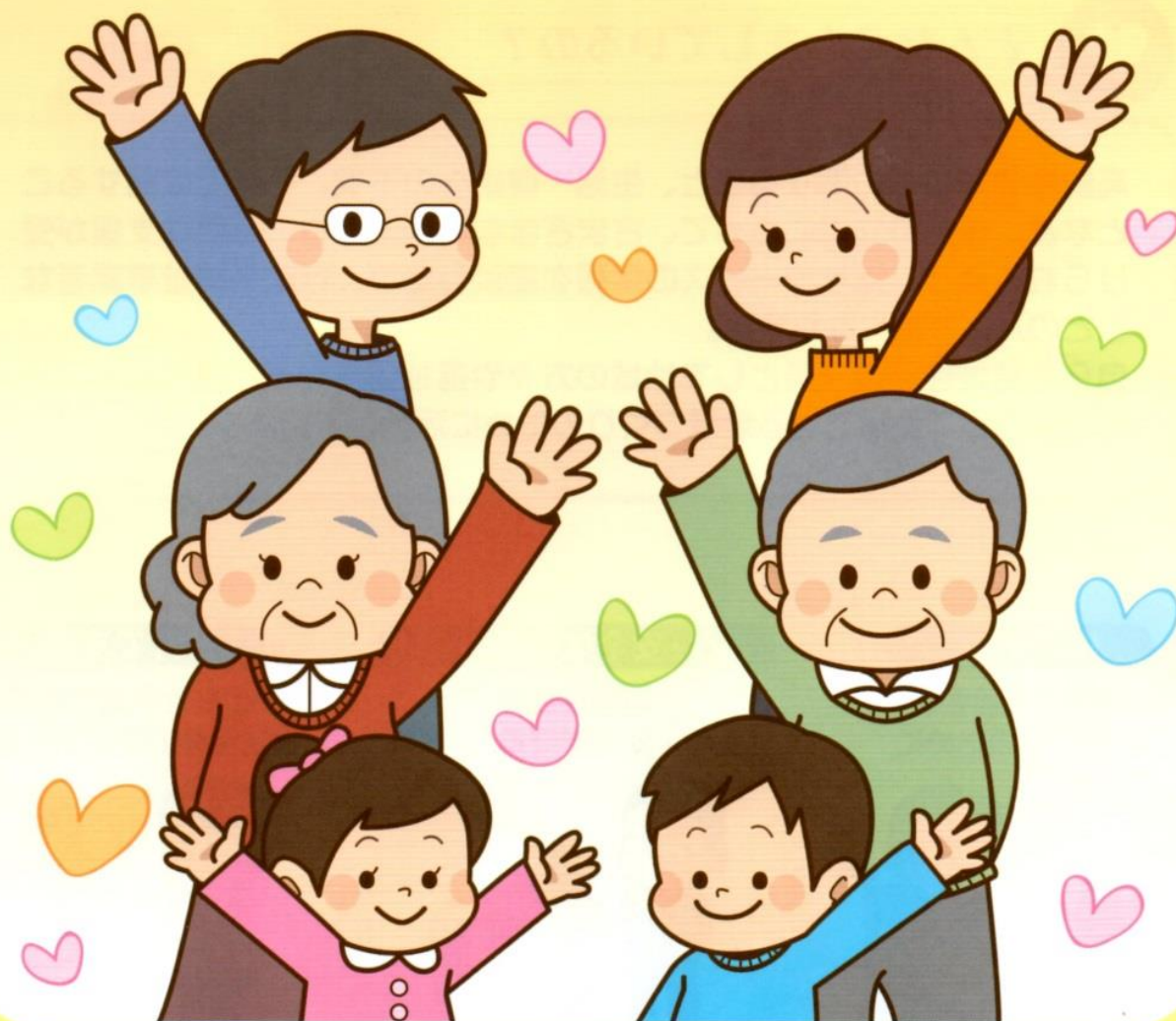


身近な福祉の相談役

あなたのまちの
民生委員・児童委員





民生委員・児童委員とは？

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。また、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員を主任児童委員といいます。

民生委員・児童委員は担当の区域を持ち、四日市市では 170～360 世帯ごとに 1 人を基準として配置されています。任期は 3 年で、再任も可能です。3 年に 1 度、一斉改選が行われます。



どんなことをしているの？

高齢者や障害者に関すること、生活・健康への不安、子育てに関することなど、住民の立場にたって、さまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、福祉サービスの情報を提供したり、行政や福祉事業者などとのパイプ役になります。

自らも地域住民の一員として地域の方々や福祉団体などと協力して、誰もが安心して生活できる地域づくりのために活動しています。

相談・支援

地域の高齢者や
障害者等のために



安心・安全な地域づくり

地域住民の
安心・安全を守るために



子育て支援

子どもと子育て家庭を
地域全体で支えるために



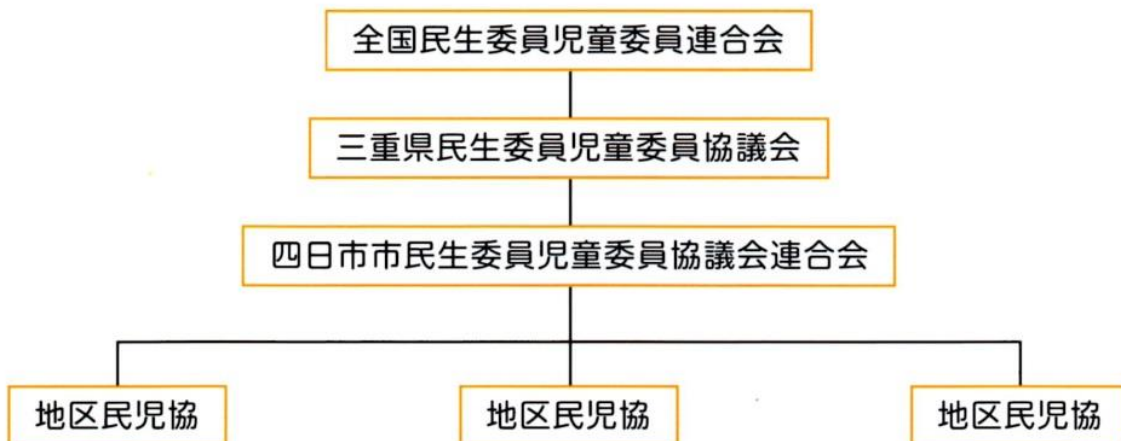
どうやって選ばれるの？

それぞれの地域で、福祉に理解のある方が住民の中から選ばれ、市や県で審議したのち、国に推薦されます。これを受けて、厚生労働大臣が委嘱します。

(特別な技術や資格は必要ありません)

どんな組織に属しているの？

民生委員法第20条により、民生委員は区域ごとに民生委員協議会（地区民児協）を組織することになっています。四日市市には26の地区民児協があり、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施したりしています。



給与は出るの？

民生委員法第10条により、給与は支給されません。

ただし、活動にかかる実費の一部が三重県や四日市市から各地区民児協を通じて手当てされています。

民生委員・児童委員

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言

- 1 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します**

地域住民がその地域でいつまでも住み続けたいという願いを大切に、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、福祉サービス事業者などと協力して取り組みます。
- 2 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します**

一人暮らし高齢者の孤独死の発見は、地域社会に大きなショックが走ります。孤立・孤独をなくすために、地域住民と手をつなぐ取り組みを進めます。
- 3 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます**

児童への虐待や犯罪による被害を防ぐために、行政と緊密に連絡を取り合い、子どもの安全を守る取り組みを進めます。
- 4 多くの福祉課題を抱える生活困窮家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます**

複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状態を抱える人を発見し、支援につなげます。
- 5 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います**

日頃の見守り活動を通じて把握している要援護者の情報を、自然災害発生時の安否確認に役立てる活動の強化を図ります。

平成19年7月

全国民生委員児童委員連合会

四日市市 健康福祉部 健康福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1-5

TEL : 059-354-8109 / FAX : 059-359-0288

E-mail : kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp